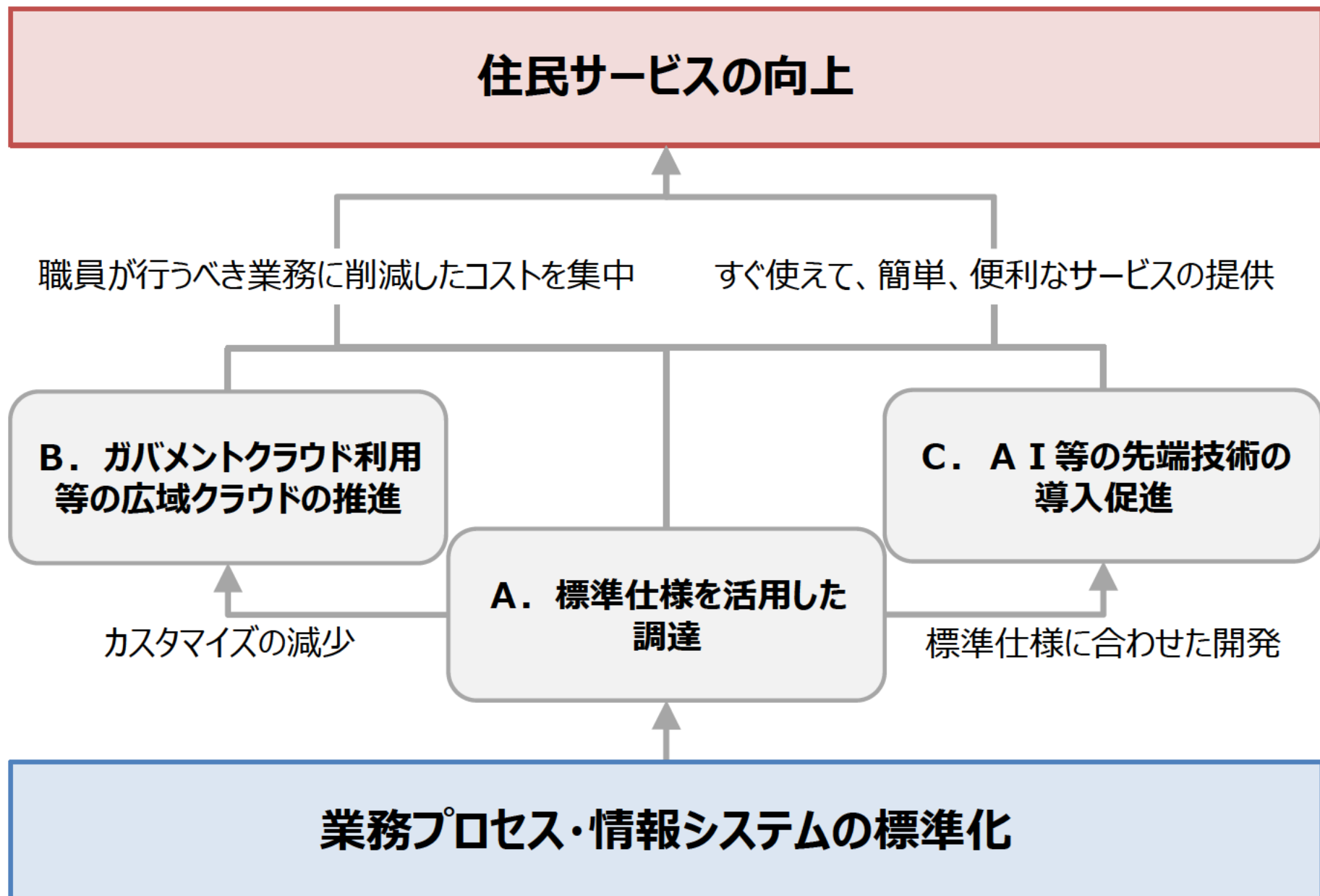


地方自治体の業務プロセス・情報システムの 標準化のために検討すべき点について



令和3年1月
内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化の意義

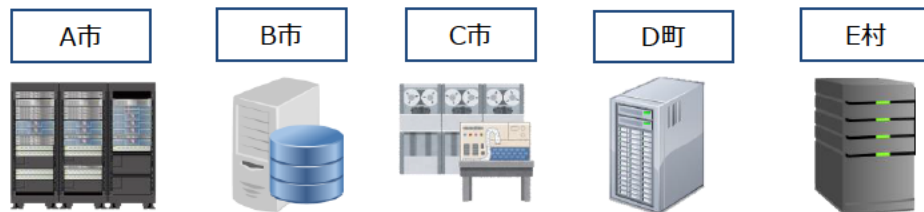


地方自治体の業務プロセス・システムの標準化について

- 地方自治体が法令に基づく業務については、古くから電算化が進んでいたが、当時はクラウド技術がなかったため、各自治体がそれぞれ開発して所有していた。
- 近年は、クラウド技術が発達。地方自治体が法令に基づく業務に係るシステムは、ベンダー間の競争環境を保ちつつ、**国が主導して策定した標準仕様に基づくシステムを利用**することで、
 - ①ガバメントクラウド利用等の広域クラウドの推進、②自治体の調達コストの低減、③AI等の先進技術の導入促進を進め、住民サービスの向上及び行政の効率化を図る必要がある。

標準化前（ASIS）

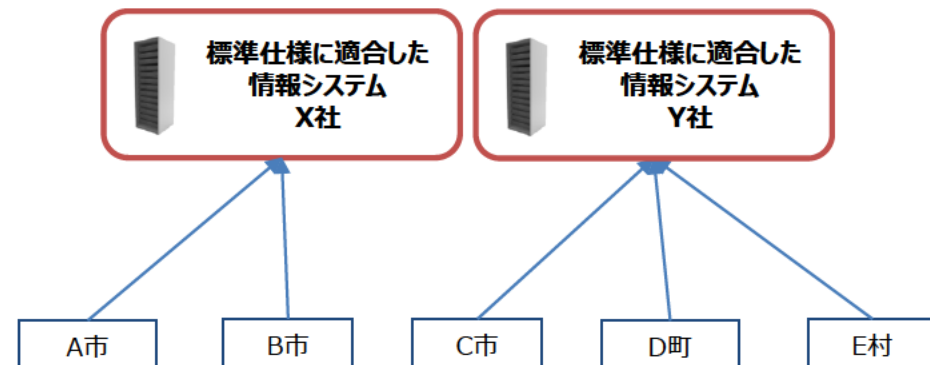
各自治体がそれぞれのシステムを開発して所有



※ 各自治体ごとに、システムにカスタマイズが加えられており、仕様にばらつき。

標準化後（TOBE）

国が主導して策定した標準仕様に基づくシステムを利用



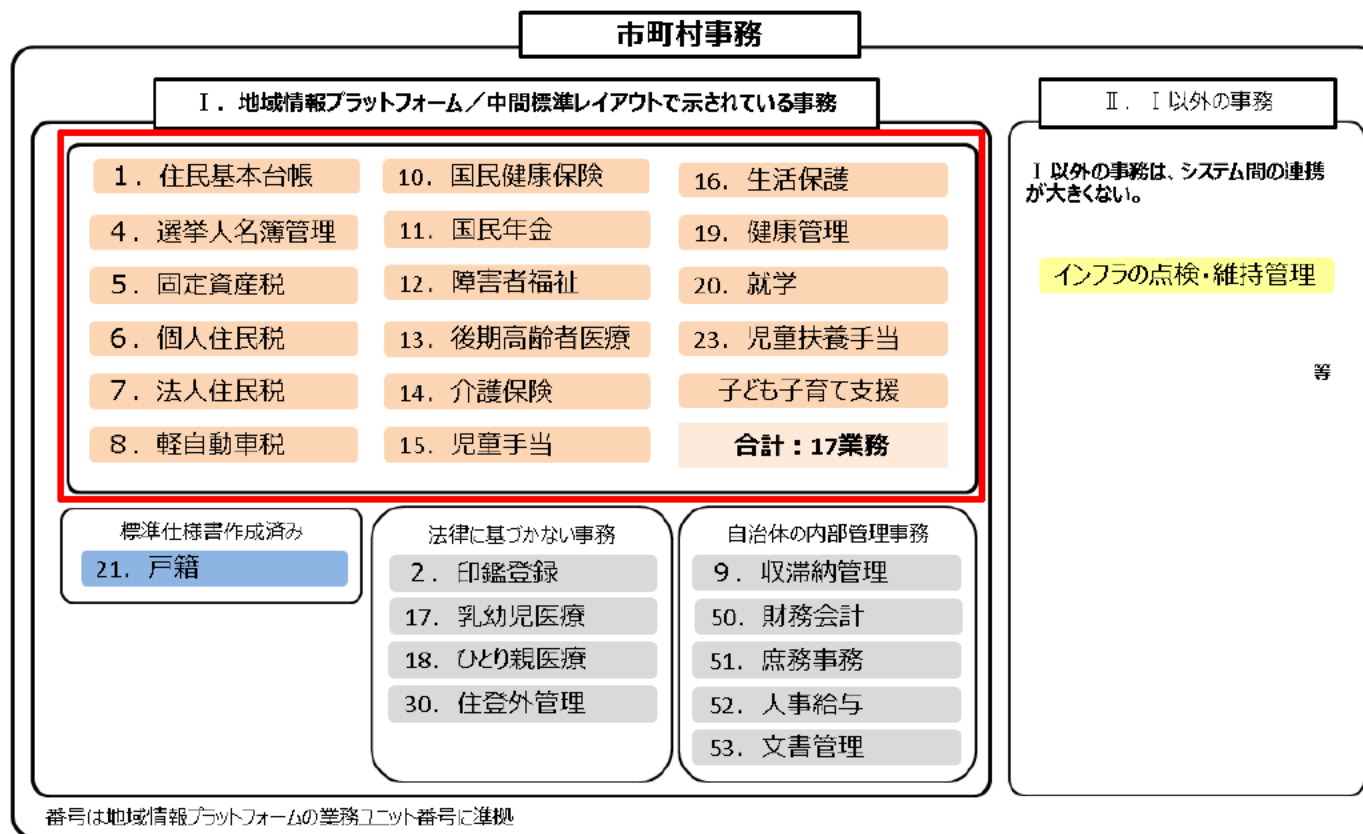
※ 標準仕様により、カスタマイズを抑制。

地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の具体的な内容①

I 対象として想定する自治体

- まずは、複数団体での情報システムの自治体クラウドが進んでいない中核市規模の自治体を想定して、標準仕様を作成する。
- 当該標準仕様を踏まえ、大規模自治体及び小規模自治体を想定して、バージョンアップする。
(大規模用・小規模用に分けて作成することも含めて、検討する)

II 対象業務



地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の具体的な内容②

Ⅲ 標準仕様

※ 標準仕様策定にあたっては、下記に加え、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（各府省CIO連絡会議決定、令和2年3月31日最終改定）第3編、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン実践ガイドブック」（内閣官房IT総合戦略室、令和2年3月31日最終改定）も参照すること。

※ 標準仕様は、制度変更、共通規約（システム関連の政府共通ルール）改定、技術進展等を踏まえ、随時、改定することを想定している。

1. 業務要件

- ・業務、情報システムの概要を記載
（業務概要（全体図）、情報システム化の範囲、システム構成図等）

2. 業務フロー

- ・業務フローをBPMN(*1)で記載
- ・人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分け
- ・システムが提供する機能に関する要件を策定
（どのような情報を入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか等）

3. 機能要件

2.1 機能要件(*2)

2.2 画面要件(*3)

2.3 帳票要件(*4)

2.4 データ要件(*5)

2.5 連携要件(*6)

*1: BPMN（Business Process Model and Notation）：業務フローの国際的な表記方法。具体的な表記方法については、「地方自治体業務プロセス・情報システムの標準仕様における業務フローについて」（令和2年5月29日内閣官房IT室資料）を参照。

*2: 機能構成図（ツリー図等により全体像を示したもの）も整理する。

*3: 画面がカスタマイズの主要因となっている場合には、画面要件の標準化を行う（主要因でない場合には、画面要件の標準化は必ずしも行う必要はない）。

*4: システムから出力する帳票・様式（カスタマイズの主要因となっていないものを除く。）について標準化を行う。

*5: 中間標準レイアウト仕様を踏まえ、基幹系システム内で管理するデータの項目、内容等は、各業務において整理する。

*6: 地域情報プラットフォーム標準仕様を踏まえ、基幹系システムが他から受け取るデータの項目、内容等は、各業務において整理する。

3. 非機能要件

※ 非機能要件は、IT室・総務省が作成した「標準非機能要件」を活用すること。

3.1 可用性、3.2 性能・拡張性、3.3 運用・保守性

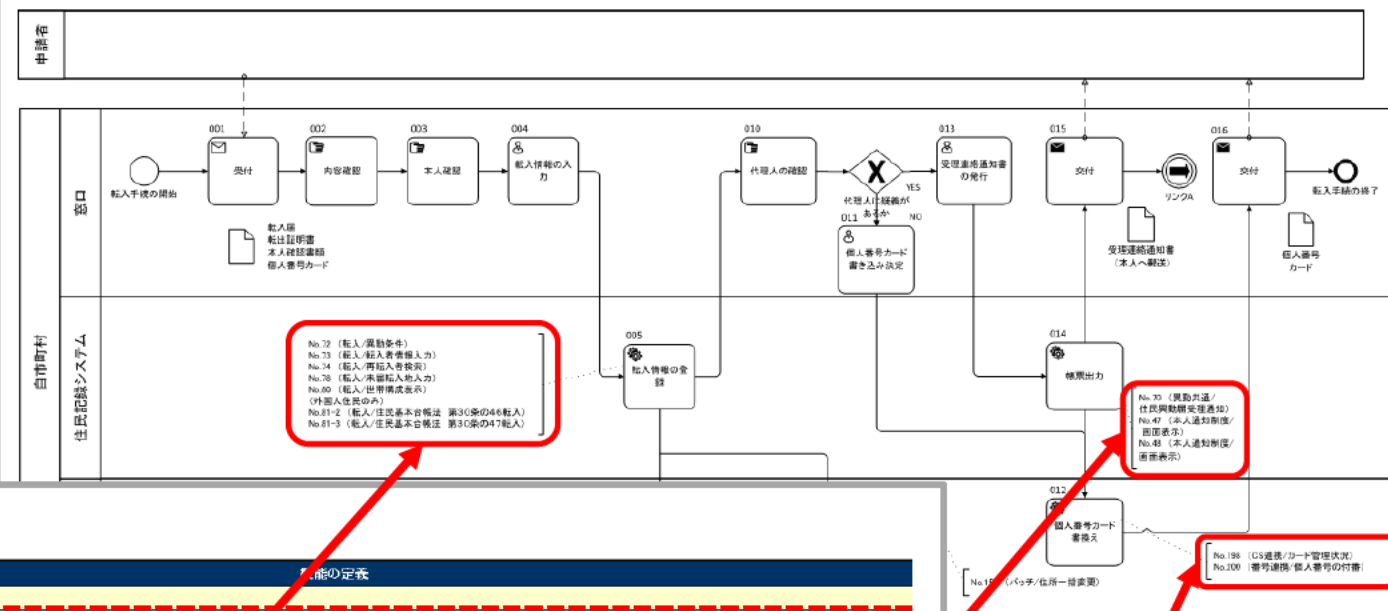
3.4 移行性、3.5 セキュリティ、3.6 システム環境・エコロジー

各省検討事項

共通検討事項

地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の具体的な内容③

1. 業務フロー（例）



2. 機能要件（例）

住民記録システム 機能要件一覧（案）

機能名称	機能の定義
1. 転入	
47 1.1 本人通知制度／画面表示	「本人通知制度」の事前登録者の住民票の写し等が交付される際、画面確認できること。（オプション）
48 1.2 本人通知制度／画面表示	証明書発行履歴をもとに本人又は申請者宛の住民票の写し等交付通知書（発行）・請求者区分・証明書種別・枚数）が出力できること。（オプション） なお、出力条件として、「本人通知制度の事前登録者の交付」、「本人通知制度の事前登録者への交付（申請者が本人の交付記録は除く）」、「事前登録に関わらず申請者情報（第三者への交付や委任状による交付）による判定」が選択可能であること。（オプション）
70 1.3 住民異動履歴受領通知	届出人と異動者が異なる場合など、住民異動履歴受領通知を任意で出力することができること。 出力内容は届出年月日、届出人、届出人氏名、異動者氏名及び受理した日、宛先は異動前住所・異動者本人とすること。異動処理日に限らず、後日でも発行できること。
72 1.4 異動条件	全部・一部を選択し、異動日及び届出日を入力できること。一部の場合、異動前住所を保留でき、異動前住所の内容を表示しながら入力することができること。 日本人住民及び外国人住民に係る転入者の入力ができること。 【入力項目】 ・氏名（漢字・アルファベットを含む）・旧氏・通称 ・性別 ・生年月日 ・本籍・筆頭者 ・住所・方書 ・届出年月日 ・前住所（国外を含む。） ・個人番号 ・外国人住民となった年月日 ・通称の記載と前住所に関する事項・事由 ・第30条の45の表の規定区分ごとの事項 ※外国人の生年月日及び第30条の45の表の規定区分ごとの事項のうち、在留期間の満了の日、西暦で記載すること。
74 1.5 転入者情報入力	住民票コード又は情報（氏・名・性別・生年月日）内の組合せによって、再転入者の検索ができること。再転入者の場合は、転出時の情報を初期表示でき、適宜修正できること。
78 1.6 再転入者検索	直近の住所で転入のものがある場合、転入の住所地等の入力ができること。前住所末尾に（転入）を追加すること。
80 1.7 転入地入力	転入（世帯構成変更あり）において、世帯員の構成（数）が設定できること。
81-2 1.8 世帯構成表示	中長期在留者、特別永住者、一時帰国許可者又は帰国在留許可者が住所を定めた場合においては、外国人に準じた情報が登録できること（外国人住民のみ）。 なお、従前の住所については空欄として登録できること。
81-3 1.9 住民基本台帳法 第30条の4-6転入	住所を有する者が中長期在留者、特別永住者、一時帰国許可者又は帰国在留許可者となった場合においては、外国人に準じた情報が登録できること（外国人住民のみ）。 なお、従前の住所については空欄として登録できること。
154 1.10 住民基本台帳法 第30条の4-7転入	一括更新した家について、住民ネットワーク、本人確認情報、戸籍附票記載事項通知情報、送付先情報の自動送信ができる。
198 1.11 住所一括変更	住民カード及び個人番号カードの運用状況について確認できること。また、個人番号カードを所有しているかどうかを確認できること。 個人番号カード交付申請書をJ-LIS指定のフォーマットにて出力できること。申請書にはシステムで保持している対象者情報の出力できること。 個人番号カードの通知のために、異動内容等の情報をカード裏面プリントに以下の出力ができること。 ・住民記録システムの異動情報から、必要な異動（前）事項をカード裏面プリントに出力できること。 ・券面記載の対象とするカード類は、個人番号カード、住民カード、在留カード、特別永住者証明書をとする。 出力する異動内容等の情報は、異動事由、異動後の項目内容、異動年月日、公印の4項目が出力できること。印字可能な行数を指定するなどにより、印字文字サイズや印字行数が調整できること。
200 1.12 OS 連携/カード管理状況	住民ネットワーク経由で個人番号の生成要求ができること。また、生成された個人番号の取込ができること。撤廃等による個人番号の変更要求ができること。

地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の具体的な内容④

- 標準仕様は、実装必須機能・実装不可機能（※1）を明記することが原則であるが、自治体の政策判断や人口規模等による業務実施状況の違いがあり、やむを得ない場合には、その違いを吸収するため、標準オプション機能（※2）を示し、カスタマイズを抑制する。

※1：実装不可機能：実装してはならない機能

（例）証明書等の住所欄において、都道府県・市区町村の表示を省略できる機能は実装してはならない。

住民票の写しの住所欄において「東京都千代田区霞が関～～」のように都道府県・市区町村を表示している自治体もあれば、「霞が関～～」のように都道府県・市区町村を省略している自治体もあるが、分かりやすさの観点から表示することで統一。省略できる機能は実装を不可とする。

※2：標準オプション機能：（例）広域交付システムインターフェース仕様書に基づくコンビニ交付に対応していること（オプション）。

※コンビニ交付を行わない地方自治体は不要のため、オプション扱いとする。

	Xベンダ 提供システム	Yベンダ 提供システム	Zベンダ 提供システム
実装必須機能	◎ (必ず実装)	◎ (必ず実装)	◎ (必ず実装)
実装不可機能	－ (実装不可)	－ (実装不可)	－ (実装不可)
標準オプション機能A	●	●	
標準オプション機能B	●		

自治体による
選択

A市

B市

C市

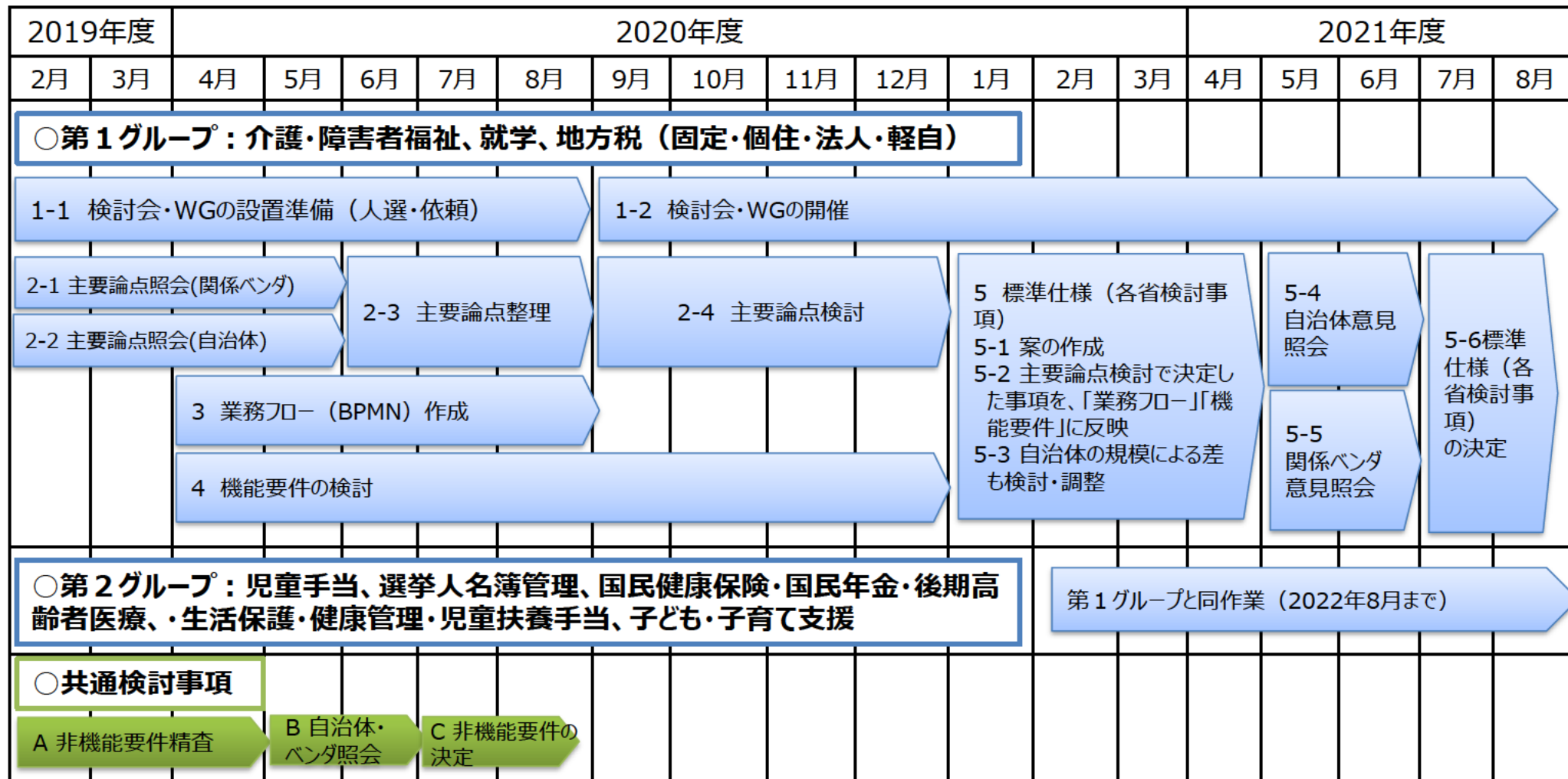
原則

標準仕様の範囲

例外

必要最小限度にとどめる

地方自治体の業務プロセス・システムの標準化のスケジュール



※住民記録

2020年9月に標準仕様書（第1.0版）を取りまとめたところであるが、他の業務の標準化の状況等を踏まえ、必要に応じて標準仕様書（第1.0版）を改定する。